

第3-（18）民事執行法第156条第3項の供託命令に基づく供託（一部が差し押さえられ全額を供託する場合）

供託ねっと

供託かんたん申請

証明書請求

供託申請

処理状況照会

パスワード更新

申請者情報変更

申請者情報抹消

ヘルプ

ダウンロード
(ソフトウェア)
(操作手引書)

ご利用環境

FAQ
・
お問い合わせ

ログアウト



Step 1-1 申請情報の入力

[手続についてを表示](#)

供託書（金銭供託）その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		〇〇法務局		供託所選択
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号		
	氏名又は法人名	甲山太郎	会社法人等番号（供託者） - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。	
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	☒ 入力なし ☐ 代表者 ☐ 代理人	会社法人等番号（代理人） - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。	
被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲県丙市丁町二丁目2番2号		
	氏名又は法人名	乙野次郎		
法令条項		民事執行法第156条第3項		
供託の 原因たる事実		供託者は、被供託者に対し、令和4年10月25日付け金銭消費貸借契約に基づく金100万円の貸金債務（弁済期：令和5年4月25日、支払場所：乙野次郎住所）を負っていたが、令和5年4月16日、上記貸金債権について下記の差押命令が送達され、かつ、同日、差押えに係る貸金債権の全額に相当する金銭を供託すべきことを命じる民事執行法第161条の2第1項による供託命令が送達されたので、貸金債権の全額に相当する金100万円を供託する。 記 差押命令の表示 〇〇地方裁判所令和5年（ル）第596号、債権者代替住所A代替氏名A、債務者被供託者、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金80万円、差押債権額金80万円、令和5年4月16日送達。		
供託金額		1000000 円		
☐ 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権				
☐ 反対給付の 内容				
☐ 送付する添付書面あり				
☒ 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。				
☐ 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行				

後3か月以内のものに限る。)を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。	
☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ☒ 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
会社法人等 番号 複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 [入力方法] 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、'-'（ハイフン）は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。
備考	
☐ 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

通信（連絡・コメント）欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

次へ

戻る (供託申請メニュー)